

## 万一事故にあわれた際のお手続き方法

- 1 まずは事故報告**

ユアサポート株式会社ホームページ(<http://your-support.co.jp/>)にアクセスいただき、事故受付ページから、詳しい状況のご報告をお願いいたします。
- 2 必要書類のご手配**

事故報告をいただいた後、東京海上日動火災保険(株)から保険金のご請求に必要な書類一式をご手配させていただきます。
- 3 保険金請求書・必要書類のご返送**

保険金請求書の必要事項をご記入いただき、その他必要書類と併せて返送用封筒にてご返送ください。
- 4 保険金のお支払い**

保険金請求書の内容にもとづいて保険会社から保険金をお支払いさせていただきます。

## よくあるご質問(Q&A)

- Q1. 医療・傷害(Myセーフティ)は医療保障と傷害保障セットではないと加入できませんか?**  
**A1.** 医療保障・傷害保障それぞれ単独でご加入いただくことも可能です。30%の団体割引が適用された割安な制度ですのでセットでのご加入をお勧めします。
- Q2. 既に終身の医療保険に加入している場合は加入の必要はないですか?**  
**A2.** 現在ご加入している医療保険の保障金額に上乗せ保障としてご検討ください。(入院1日あたりの自己負担費用は平均21,000円といわれています。出典:生命保険文化センター「平成25年度 生活保障に関する調査」より)ライフスタイルにあわせて毎年保障の見直しができるのも本制度の特長です。
- Q3. 加入手続きはどのように行えばよいですか?**  
**A3.** 本パンフレットと同封の「加入申込書」をご所属の組合・組織宛にご提出ください。また、医療保障にご加入いただく場合、健康状態等告知とご加入いただく方の署名が必要になります。
- Q4. 医療・傷害(Myセーフティ)の保障期間はいつからいつまでですか?**  
**A4.** 2015年12月1日午前0時から2016年12月1日午後4時までとなります。次年度以降、更新契約の保障開始は午後4時からとなります。なお、初回掛金は2月に給与から控除されます。

《お問い合わせ先》

○取扱代理店：電通共済生協グループ会社 ユアサポート株式会社  
 〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町2丁目101番地  
 ワテラスタワー16階「医療・傷害(Myセーフティ)コールセンター」

医療・傷害 い い な これ  
 **0120-141-175**  
 「平日午前9時～午後5時30分(祝祭日を除く)」

この保険契約は、以下の保険会社による共同保険契約であり、東京海上日動火災保険が他の引受保険会社の代理・代行を行います。各引受保険会社は、募集期間終了後に決定される引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。なお、引受割合につきましては、団体窓口にご確認ください。医療保障については東京海上日動火災保険(株)単独での引受けとなります。

○引受保険会社(幹事)：東京海上日動火災保険株式会社  
 三井住友海上火災保険株式会社 損害保険ジャパン日本興亜株式会社  
 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 日新火災海上保険株式会社

2015年度

団体割引**30%**

電通共済生協組合員向け新制度

# 医療・傷害(Myセーフティ)

パンフレット兼重要事項説明書 医療・傷害(Myセーフティ)は団体総合生活保険のペットネームです。

おすすめ  
1 電通共済生協組合員向け団体制度  
30%割引の掛金が魅力!

おすすめ  
2 ご家族皆様の「病気」も「ケガ」も  
これ一本でまとめて保障!!

おすすめ  
3 医療(2ロタイプ)・傷害(3ロタイプ)まで加入可能  
生命共済とセットで充実の基盤保障!!

万一の  
病気とケガに!



電通共済生協  
『あゆみちゃん』

保障期間：2015年12月1日 午前0時～2016年12月1日 午後4時

1年更新ですので、ライフイベントにあわせて保障の見直しが可能です!

34歳 ご夫婦 働き盛りのAさんの場合



44歳 ご家族 大黒柱のBさんの場合



ご加入中の掛金と比べてください!!

\*記載の掛金は募集実績等に応じて変動することがありますので予めご了承ください。

医療・傷害〈Myセーフティ〉は「病気」も「ケガ」もこれ1本でまとめて保障

# ① 〈Myセーフティ〉医療保障

## 保障内容

病気により、保険の対象となる方が、入院・手術をされた場合等に保険金をお支払いします。先進医療も保障します。

(介護療養型医療施設における入院・手術等を除きます)



## 被保険者等(保険の対象となる方など)

ご加入いただける方	・組合員本人 ・配偶者 ・子ども <small>※同居・別居および婚姻歴にかかわらず組合員の子どもが対象です。</small>
ご加入いただける年齢	満5歳以上65歳以下 <small>※更新契約については79歳までご契約いただけます。 ※2015年12月1日時点での満年齢が適用されます。</small>

## 被保険者(保険の対象となる方)

ご加入者様本人

## 保険金額(お支払いする保険金の限度額)と月払掛金

### 1口タイプ

入院の保障	日額 <b>5,000円</b> × 入院日数 <small>(1入院60日/通算制限無し)</small>
手術の保障	重大手術*1 <b>200,000円</b> 入院中の手術 <b>50,000円</b> 入院中以外の手術 <b>25,000円</b>
放射線治療の保障	<b>50,000円</b>
先進医療の保障	<b>5万円～305万円</b>

\*1 重大手術は右ページをご確認ください。

### 2口タイプ

入院の保障	日額 <b>10,000円</b> × 入院日数 <small>(1入院60日/通算制限無し)</small>
手術の保障	重大手術*1 <b>400,000円</b> 入院中の手術 <b>100,000円</b> 入院中以外の手術 <b>50,000円</b>
放射線治療の保障	<b>100,000円</b>
先進医療の保障	<b>10万円～610万円</b>

\*1 重大手術は右ページをご確認ください。

被保険者年齢	月払掛金	被保険者年齢	月払掛金
5～9歳	280円	45～49歳	760円
10～14歳	250円	50～54歳	1,000円
15～19歳	290円	55～59歳	1,400円
20～24歳	430円	60～64歳	2,030円
25～29歳	470円	65～69歳	2,760円
30～34歳	490円	70～74歳	3,780円
35～39歳	520円	75～79歳	4,720円
40～44歳	570円		

被保険者年齢	月払掛金	被保険者年齢	月払掛金
5～9歳	560円	45～49歳	1,520円
10～14歳	500円	50～54歳	2,000円
15～19歳	580円	55～59歳	2,800円
20～24歳	860円	60～64歳	4,060円
25～29歳	940円	65～69歳	5,520円
30～34歳	980円	70～74歳	7,560円
35～39歳	1,040円	75～79歳	9,440円
40～44歳	1,140円		

※上記はご加入者1名あたりの掛金になります。  
掛金は、保険の対象となる方の2015年12月1日時点の満年齢が適用されます。  
※新規にご契約いただく場合は65歳までとなります。  
※医療保障については、加入者1人あたり1タイプの加入となります。  
配偶者、子どもが電通共済生協組合員の場合はご注意ください。  
※医療保障においては、保険期間の途中でご加入者からの申し出による保険金額の増口等はできません。

## ○保障のあらまし(医療保障)

病気等により、保険の対象となる方が入院・手術をされた場合等(介護療養型医療施設における入院・手術等を除きます。)に保険金をお支払いします。

この保障については、死亡に対する保障はありません。

病気やケガ等を被ったとき既に存在していた病気やケガ等の影響等により、病気やケガ等の程度が加重された場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。詳細は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合						
医療保障基本特約	<b>疾病入院保険金</b> 病気によって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中にその治療のため入院を開始し、その入院の日数が疾病入院免責日数*1を超えた場合に保険金をお支払いします。 <b>お支払額</b> 疾病入院保険金日額 × (入院日数 - 疾病入院免責日数*1) ただし、1回の入院について、疾病入院保険金支払限度日数*2を限度(疾病入院免責日数*1は含みません。)とします。 ※疾病入院保険金が支払われる入院中、さらに別の病気をされても疾病入院保険金は重複してはお支払いできません。 *1 保険金をお支払いしない日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいいますが、本契約では0としています。 *2 1回の入院に対して保険金をお支払いする限度日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいいます。本契約では60日としています。	・戦争、内乱、暴動等によって生じた病気やケガ*1 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた病気やケガ*1 ・核燃料物質の有害な特性等によって生じた病気やケガ*1 ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた病気やケガ ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた病気やケガ(その方が受け取るべき金額部分) ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気やケガ ・無免許運転、麻薬等を使用しての運転、酒気帯び運転をしている場合に生じた病気やケガ ・刑の執行によって生じた病気やケガ ・精神障害を原因とする事故によって被ったケガ ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用によって生じた病気やケガ ・アルコール依存および薬物依存 ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの ・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約)といえます。)の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ*2*3 等						
	<b>疾病手術保険金</b> 病気の治療のため、保険期間中に公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1を受けられた場合に、保険金をお支払いします。 <b>お支払額</b> <table border="1"> <tr> <td>重大手術(重大手術の詳細は、欄外ご参照)</td> <td>疾病入院保険金日額の40倍</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">上記以外</td> <td>入院中</td> <td>疾病入院保険金日額の10倍</td> </tr> <tr> <td>入院中以外</td> <td>疾病入院保険金日額の5倍</td> </tr> </table> *1 傷の処置、抜歯、魚の目やタコ手術等お支払いの対象外の手術やお支払回数に制限がある手術(時期を同じくして2種類以上の手術を受けた場合等)があります。	重大手術(重大手術の詳細は、欄外ご参照)	疾病入院保険金日額の40倍	上記以外	入院中	疾病入院保険金日額の10倍	入院中以外	疾病入院保険金日額の5倍
重大手術(重大手術の詳細は、欄外ご参照)	疾病入院保険金日額の40倍							
上記以外	入院中	疾病入院保険金日額の10倍						
	入院中以外	疾病入院保険金日額の5倍						
<b>放射線治療保険金</b> 病気やケガの治療のため保険期間中に公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線治療*1を受けられた場合に、疾病入院保険金日額の10倍をお支払いします。 *1 血液照射を除きます。お支払いの対象となる放射線治療を複数回受けた場合は、施術の開始日から、60日の間に1回の支払を限度とします。								
<b>先進医療特約</b> 病気やケガによって、保険期間中に先進医療を受けた場合に、先進医療の技術に係る費用に応じて疾病入院保険金日額の10倍～610倍の額をお支払いします。「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限り)をいいます(詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください)。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません(保険期間中に対象となる先進医療は変動します。)。								

※「1回の入院」とは次のいずれかに該当する入院をいいます。

- ・入院を開始してから退院するまでの継続した入院
- ・退院後、その日を含めて180日を経過した日までに再入院した場合で、その再入院が前の入院の原因となった病気やケガ(医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。)によるものであるときは、再入院と前の入院を合わせた入院

※「重大手術」とは以下の手術をいいます。ただし、腹腔鏡・胸腔鏡・穿頭は除きます。(重大手術の支払倍率変更に関する特約が自動セットされています。)

- ①がんに対する開頭・開胸・開腹手術および四肢切断術
- ②脊髄腫瘍摘出術、頭蓋内腫瘍開頭摘出術、縦隔腫瘍開胸摘出術
- ③心臓・大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈への開胸・開腹術
- ④日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・脾臓・腎臓の全体または一部の移植手術

医療・傷害〈Myセーフティ〉は「病気」も「ケガ」もこれ1本でまとめて保障

## ② 〈Myセーフティ〉傷害保障

### 保障内容

国内外を問わず日常生活やレジャー等で起こるさまざまな交通事故を含む『急激かつ偶然な外来の事故によるケガ』に対応!

こんな『ケガ』を保障します!



### 被保険者等(保険の対象となる方など)

ご加入いただける方

組合員本人

		本人*1	本人の配偶者	本人・配偶者以外のご家族
被保険者 (保険の対象となる方)	本人型	○	×	×
	夫婦型	○	○	×
	家族型	○	○	○*2
	家族型(配偶者を除く)	○	×	○*3

\*1 組合員本人。  
 \*2 「本人またはその配偶者の同居の親族」、「本人またはその配偶者の別居の未婚の子」が対象となります。  
 \*3 「本人の同居の親族(配偶者を除く)」、「本人の別居の未婚の子」が対象となります。  
 ※上記の親族とは6親等以内の血族および3親等以内の姻族をいい、未婚とはこれまでに婚姻歴がないことをいいます。  
 ※上記の続柄は、傷害・損害の原因となった事故発生の際におけるものをいいます。  
 ※上記の「同居」、「親族」等については、ご加入者に対して、保険会社が直接、内容を確認させていただくことがあります。  
 「同居」とは、同一家屋に居住している状態をいい、生計の同一性や扶養関係の有無又は、住民票の記載の有無は問いません。なお、二世帯住宅は原則別居の扱いになります。  
 ※家族型・夫婦型の保険の対象となる方が本人が死亡した場合、保険期間の終了までは、ご本人部分の保障を除く契約として取り扱うことができます。

### 保険金額(お支払いする保険金の限度額)と月払掛金

「Myセーフティ」は、入院日額15,000円、通院日額4,500円が限度となります。

天災危険保障あり\*1

		1口タイプ	2口タイプ	3口タイプ	
保険金額	入院日額	5,000円	10,000円	15,000円	
	通院日額	1,500円	3,000円	4,500円	
	手術	入院中	50,000円	100,000円	150,000円
		入院中以外	25,000円	50,000円	75,000円
死亡・後遺障害*2	100万円	200万円	300万円		

		1口タイプ	2口タイプ	3口タイプ
月払掛金	本人型	740円	1,480円	2,220円
	夫婦型	1,430円	2,860円	4,290円
	家族型	2,880円	5,760円	8,640円
	家族型(配偶者除く)	2,190円	4,380円	6,570円

\*1 天災危険保障とは、地震もしくは噴火またはこれらによる津波のことをいいます。  
 \*2 後遺障害保険金は程度に応じて保険金額の4%~100%をお支払いいたします。  
 ※上記掛金は募集実績に応じて変動することがありますのであらかじめご了承ください。  
 ※傷害保障については、加入者1人あたり1タイプの加入となります。

### ○保障のあらまし(傷害保障)

「急激かつ偶然な外来の事故」により、保険の対象となる方がケガ\*1をした場合に保険金をお支払いします。

\*1 ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、職業病、テニス肩のような急性性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。  
 ケガを被ったとき既に存在していた病気やケガの影響等により、ケガの程度が加重された場合は、お支払いする保険金が削減される場合があります。詳細は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合					
死亡保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合(事故により直ちに死亡された場合を含みます。)に、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※1事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。	<ul style="list-style-type: none"> <li>戦争、内乱、暴動等によって生じたケガ*1</li> <li>核燃料物質の有害な特性等によって生じたケガ</li> <li>保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ</li> <li>保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ(その方が受け取るべき金額部分)</li> <li>保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ</li> <li>無免許運転、麻薬等を使用している場合、酒気帯び運転をして生じたケガ</li> <li>脳疾患、疾病または心神喪失およびこれらによって生じたケガ</li> <li>妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ</li> <li>外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によって生じたケガ</li> <li>刑の執行によって生じたケガ</li> <li>ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ</li> <li>オートテスター、オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ</li> <li>自動車等の乗用具による競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ</li> <li>むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの等</li> </ul>					
後遺障害保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合に、後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。 ※お支払いする保険金は、1事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。						
入院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合に、入院保険金日額に入院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては入院保険金をお支払いできません。また、支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日が限度となります。 ※入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。						
手術保険金	治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1または先進医療*2に該当する所定の手術を受けられた場合に、保険金をお支払いします。 <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">お支払額</td> <td>入院中</td> <td>入院保険金日額の10倍</td> </tr> <tr> <td>入院中以外</td> <td>入院保険金日額の5倍</td> </tr> </table> ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内の期間に受けた手術に限り、また、1事故に基づくケガについて、1回の手術に限り*3。 *1 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。 *2 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるものに限り)をいいます(詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。)。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象となっている療養は先進医療とはみなされません(保険期間中に対象となる先進医療は変動します。)。 *3 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみお支払いします。	お支払額	入院中	入院保険金日額の10倍	入院中以外	入院保険金日額の5倍	
お支払額	入院中		入院保険金日額の10倍				
	入院中以外	入院保険金日額の5倍					
通院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に通院(往診を含みます。)された場合に、通院保険金日額に通院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、通院保険金をお支払いできません。また、支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日が限度となります。 ※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。 ※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位の骨折等によりギブス等を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含みます。						

傷害保障基本特約

\*1 「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」が自動セットされているため、テロ行為によるケガは除きます。なお、「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」は、その規定にかかわらず、テロの危険が高まった場合でも解除されません。

医療・傷害〈Myセーフティ〉は「病気」も「ケガ」もこれ1本でまとめて保障

### ③ 〈Myセーフティ〉オプション (組み合わせ自由)

※ 各種オプションは組合員本人が医療保障・傷害保障のいずれかにご加入いただいた場合にご加入いただけますが、オプションだけのご加入はできません。

#### 保障内容

日常生活上のさまざまな事故もしっかりサポート！

個人賠償責任*1	携行品損害*2	ホールインワン・アルパトロス費用*3	借家人賠償責任*4
<p>国内外を問わず、日常生活上の偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物を壊すなど、<b>法律上の賠償責任を負った場合</b>に保障します。</p> <p><small>※日本国内での事故(訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合を除きます。)に限り示談交渉は原則として東京海上日動が行います。</small></p> <p>自転車で他人にぶつかりケガをさせてしまった</p>  <p>飼い犬が他人に噛みつきケガをさせてしまった</p>  <p>買い物中に高価な商品を落として壊してしまった</p> 	<p>国内外を問わず、外出先で携行品が損壊、盗難等の偶然な事故によって損害を被った場合に保障します。<b>(紛失・置き忘れ等は除きます。)</b></p> <p>外出先でカバンを盗難されてしまった</p>  <p>外出先でスーツケースを壊してしまった</p>  <p>プレー中にゴルフクラブをダブって折ってしまった</p> 	<p>国内の9ホール以上を有するゴルフ場でホールインワン・アルパトロスを達成した場合に慣習として負担する費用を保障します。(国内のみ)</p> <p>原則としてセルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルパトロスは保険金お支払いの対象にはなりません。</p> <p>IN!</p> 	<p>国内の借戸室での火災、破裂・爆発、水濡れ、盗難の事故により、<b>貸主に対して法律上の損害賠償責任を負う場合</b>に、1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。また、上記の他、落雷、風災・雪災、外部からの物体の衝突等の事故により、法律上の損害賠償責任が生じないときであっても、貸主との契約に基づいて借戸室を修理した費用も保障します。</p> 
<p><b>個人賠償責任</b> 100円</p>			

**その他オプション**

- ・ 受託品賠償責任\*1
- ・ 住宅内生活用動産\*5

※詳しい保障内容はパンフレットPB-9「保障のあらし」をご覧ください。

国内の損害賠償事故について「示談交渉サービス」があります。ただし、国外での事故および、受託品賠償責任・借家人賠償責任については、示談交渉はありません。

※オプションについては、地震、噴火またはこれらに起因する津波による事故は、保障されません。

#### 保険金額(お支払いする保険金の限度額)と月払掛金

個人賠償責任	携行品損害	ホールインワン・アルパトロス費用	借家人賠償責任	
1事故限度額 <b>無制限</b> (国外1億円) (免責金額なし)	保険期間中限度額 <b>30万円</b> (免責金額5,000円)	1事故限度額 <b>50万円</b> (免責金額なし)	1事故限度額 (免責金額なし)	月払掛金
100円	本人型 <b>120円</b>	本人型 <b>350円</b>	<b>1,000万円</b>	<b>200円</b>
	夫婦型 <b>140円</b>	夫婦型 <b>530円</b>	<b>2,000万円</b>	<b>380円</b>
	家族型 <b>180円</b>	家族型 <b>840円</b>	<b>3,000万円</b>	<b>560円</b>
	家族型(配偶者を除く) <b>160円</b>	家族型(配偶者を除く) <b>660円</b>	<b>5,000万円</b>	<b>920円</b>
			<b>1億円</b>	<b>1,820円</b>

#### 被保険者等(保険の対象となる方など)

		ご加入いただける方			組合員本人		
		本人	本人の配偶者	本人・配偶者以外のご家族	本人	本人の配偶者	本人・配偶者以外のご家族
被保険者 (保険の対象となる方)	本人型	○	×	×			
	夫婦型	○	○	×			
	家族型	○	○	○			
	家族型(配偶者を除く)	○	×	○			

- \*1 本人、本人の配偶者、本人またはその配偶者の同居の親族、本人またはその配偶者の別居の未婚の子が被保険者(保険の対象となる方)となります。
  - \*2 保険の対象となる方が携行し所有する身の回り品の偶然な事故が対象となります。
  - \*3 ご加入時にご選択いただいた方が保障の対象となります。
  - \*4 ご加入者様が借用する建物の戸室が保障対象となります。
  - \*5 保険の対象となる方の居住の用に供される住宅内に所在し、保険の対象となる方が所有する生活用動産が対象となります。なお、以下の場所に所在し、保険の対象となる方が所有する家財も含まれます。  
・保険の対象となる方の単身赴任先  
・保険の対象となる方にお子様も含む場合は、お子様の就学に伴う下宿先
- ※賠償責任に関する保障において、ご本人が未成年である場合は、ご本人の親権者およびその他法定の監督義務者も保険の対象となる方に含まれます。

○保障のあらまし (オプション)

■賠償責任に関する保障

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
個人賠償責任保障特約	<p>国内外での<b>以下のような事故により、他人にケガ等をさせたり、他人の財物を壊して法律上の損害賠償責任を負う場合</b>に、1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします(免責金額(自己負担額)はありません。)。あわせて、損害防止費用・請求権の保全、行使手続費用・緊急措置費用をお支払いできる場合があります。その他、示談交渉費用・協力義務費用・争訟費用・訴訟による遅延損害金をお支払いできる場合があります。</p> <p>●日常生活に起因する偶然な事故 ●保険の対象となる方ご本人が居住に使用する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故</p> <p>※個人賠償責任保障特約には「賠償事故解決に関する特約」が自動セットされ、国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。</p> <p>※東京海上日動との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合、相手方へ損害賠償請求を行う場合等には、東京海上日動は相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が既に他の保険で同種の保険商品をご契約されている場合には、保障範囲が重複することがあります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ご契約者または保険の対象となる方等の故意によって生じた損害</li> <li>戦争、内乱、暴動等によって生じた損害*1</li> <li>地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害</li> <li>核燃料物質の有害な特性等によって生じた損害</li> <li>職務の遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任)によって保険の対象となる方が被る損害</li> <li>保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害</li> <li>第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害</li> <li>借りた財物を壊したことによる、その持ち主に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害</li> <li>心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害</li> <li>航空機、船舶、<b>車両</b>(ゴルフ場構内におけるゴルフ・カートを除きます*2。)または銃器(空気銃を除きます。)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 等</li> </ul> <p>*1 「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」が自動セットされているため、テロ行為による損害は除きます。なお、「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」は、その規定にかかわらず、テロの危険が高まった場合でも解除されません。</p> <p>*2 ゴルフ・カートの使用に起因する損害賠償責任は、保険金のお支払いの対象となりますが、保険の対象となる方が運転するゴルフ・カート自体の損壊等に対する損害賠償責任については、保険金のお支払いの対象とはなりません。</p>
借家人賠償責任保障特約	<p>国内の借戸室での火災、破裂・爆発、水濡れ、盗難の事故により、<b>貸主に対して法律上の損害賠償責任を負う場合</b>に、1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。また、上記の他、落雷、風災・雪災、外部からの物体の衝突等の事故により、法律上の損害賠償責任が生じないときであっても、貸主との契約に基づいて借戸室を修理した費用も保障します。あわせて、請求権の保全、行使手続費用をお支払いできる場合があります。</p> <p>その他、示談交渉費用・協力義務費用・争訟費用・訴訟による遅延損害金をお支払いできる場合があります。</p> <p>※借家人賠償責任保障特約には「賠償事故解決に関する特約」がセットされていますので、示談交渉は東京海上日動で行いません。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ご契約者または保険の対象となる方等の<b>故意</b>によって生じた損害</li> <li>戦争、内乱、暴動等によって生じた損害*1</li> <li>地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害</li> <li>核燃料物質の有害な特性等によって生じた損害</li> <li>心神喪失によって生じた損害*2</li> <li>借戸室の改築、増築、取りこわし等の工事によって生じた損害*2</li> <li>借戸室の貸主との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害*2</li> <li>借戸室を貸主に引き渡した後に発見された借戸室の損壊に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害*2 等</li> </ul> <p>*1 「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」が自動セットされているため、テロ行為による損害は除きます。なお、「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」は、その規定にかかわらず、テロの危険が高まった場合でも解除されません。</p> <p>*2 法律上の損害賠償責任が生じないときに、貸主との契約に基づいて借戸室を修理した費用については、保障の対象となります。</p>

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
受託品賠償責任保障特約	<p>保険の対象となる方が日本国内で受託した家財(受託品)が、国内外での住宅内に保管または一時的に住宅外で管理されている間に損壊・盗取されたことにより、<b>受託品について正当な権利を有する方に対して法律上の損害賠償責任を負う場合</b>に、損害額(損害賠償責任の額)から免責金額(自己負担額:1事故について5,000円)を差し引いた額を、保険期間を通じて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。ただし、損害額は時価額*1を限度とします。あわせて、損害防止費用・請求権の保全、行使手続費用をお支払いできる場合があります。</p> <p>その他、示談交渉費用・協力義務費用・争訟費用・訴訟による遅延損害金をお支払いできる場合があります。</p> <p>※受託品賠償責任保障特約には「賠償事故解決に関する特約」がセットされていませんので、示談交渉は東京海上日動で行いません。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>*1 同じものを新たに購入するのに必要な金額から使用による消耗分を控除して算出した金額をいいます。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>以下のものは保障の対象となりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自動車・自転車・船舶等</li> <li>サーフボード、ラジコン模型等</li> <li>携帯電話、ノート型パソコン等</li> <li>コンタクトレンズ、眼鏡等</li> <li>手形その他の有価証券等</li> <li>クレジットカードや稿本、設計書、帳簿等</li> <li>設備・什(じゅう)器や商品・製品等</li> <li>動物、植物等の生物</li> <li>乗車券、通貨等</li> <li>貴金属、宝石、美術品等</li> <li>データやプログラム等の無体物 等</li> </ul> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ご契約者、保険の対象となる方またはその同居の親族等の故意によって生じた損害</li> <li>戦争、内乱、暴動等によって生じた損害*1</li> <li>地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害</li> <li>核燃料物質の有害な特性等によって生じた損害</li> <li>職務の遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任)によって保険の対象となる方が被る損害</li> <li>保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害</li> <li>第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害</li> <li>心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害</li> <li>航空機、船舶または銃器(空気銃を除きます。)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害</li> <li>受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害</li> <li>受託品を使用不能にしたことに起因する損害賠償責任(収益減少等)によって保険の対象となる方が被る損害</li> <li>保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為による損害</li> <li>無免許運転、麻薬等を使用しての運転、酒気帯び運転をしている間に生じた事故による損害</li> <li>差し押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害</li> <li>受託品が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害</li> <li>自然の消耗またはさび・かび等による損害</li> <li>すり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち等の単なる外観の損傷であって受託品の機能に支障をきたさない損害</li> <li>受託品に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害</li> <li>電氣的または機械的の事故に起因する損害</li> <li>受託品の置き忘れまたは紛失(置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。)に起因する損害</li> <li>液晶ディスプレイ等の画像表示装置のみに生じた損害 等</li> </ul> <p>*1 「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」が自動セットされているため、テロ行為による損害は除きます。なお、「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」は、その規定にかかわらず、テロの危険が高まった場合でも解除されません。</p>

●ご加入いただく場合の掛金・保険金額

掛金(月々)	保険金額
120円	保険期間中限度額 20万円(免責金額5,000円)

■財産に関する保障

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
携行品特約	<p>国内外での、<b>保険の対象となる方が所有する、一時的に持ち出された家財や携行中の家財の損害</b>を保障します。損害額(修理費)から免責金額(自己負担額:1事故について5,000円)を差し引いた額を、保険期間を通じて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。ただし、損害額は時価額*1を限度とします。あわせて、損害防止費用・請求権の保全、行使手続費用・盗難引取費用をお支払いできる場合があります。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>*1 同じものを新たに購入するのに必要な金額から使用による消耗分を控除して算出した金額をいいます。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>以下のものは保障の対象となりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自動車・自転車・船舶等</li> <li>サーフボード、ラジコン模型等</li> <li>携帯電話、ノート型パソコン等</li> <li>コンタクトレンズ、眼鏡等</li> <li>手形その他の有価証券(小切手は含みません。)等</li> <li>クレジットカードや稿本、設計書、帳簿等</li> <li>設備・什(じゅう)器や商品・製品等</li> <li>動物、植物等の生物</li> <li>データやプログラム等の無体物 等</li> </ul> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ご契約者、保険の対象となる方またはその同居の親族等の<b>故意</b>または<b>重大な過失</b>によって生じた損害</li> <li>戦争、内乱、暴動等によって生じた損害*1</li> <li>地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害</li> <li>核燃料物質の有害な特性等によって生じた損害</li> <li>保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為による損害</li> <li>無免許運転、麻薬等を使用しての運転、酒気帯び運転をしている間に生じた事故による損害</li> <li>差し押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害</li> <li>保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害</li> <li>自然の消耗またはさび・かび等による損害</li> <li>すり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち等の単なる外観の損傷であって保険の対象の機能に支障をきたさない損害</li> <li>保険の対象に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害</li> <li>電氣的または機械的の事故に起因する損害</li> <li>保険の対象の置き忘れまたは紛失(置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。)に起因する損害</li> <li>液晶ディスプレイ等の画像表示装置のみに生じた損害</li> <li>保険の対象となる方の居住する住宅内(敷地を含みません。)で生じた事故による損害 等</li> </ul> <p>*1 「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」が自動セットされているため、テロ行為による損害は除きます。なお、「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」は、その規定にかかわらず、テロの危険が高まった場合でも解除されません。</p>

## お申し込み方法

### 加入者資格

●電気通信産業労働者共済生活協同組合（電通共済生協）の組合員

### 申し込み方法

#### ●加入手続き

新規ご加入の方、ご加入内容の変更をご希望される方は、加入申込書にご記入・ご署名のうえ、ご提出ください。（詳しくは加入申込書に記載の記入例をご覧ください）  
現在ご加入中の内容にて更新（変更せず継続）される方につきましては、申込書の提出は不要です。

#### ●保険期間の開始

2015年12月1日0時から保障開始となります。  
ただし、更新契約は午後4時からとなります。（増口等の加入内容変更も同じです）  
なお、中途加入の場合は提出月の翌々月1日の午前0時から保障開始となります。

#### ●掛金お支払い（12回払い）

	払込方法	払込開始時期
現職組合員	給与控除のみ（毎月控除）	保障開始月の2ヶ月後の給与から控除開始
退職組合員	口座振替	保障開始月の2ヶ月後から振替開始（毎月振替）

2ヶ月続けて掛金控除が不能となった場合は、原則として保険会社に対して解約手続きをとりまますのでご了承ください。  
※Myセーフティは月払のみです。年払・半年払はありません。

### ●お手続き停止期間について

中途でのご加入およびご加入内容の変更（解約を含む）について、以下の期間でお手続きの受付を停止いたしますのでご了承ください。

**【受付を停止する期間】**  
**中途加入：5月下旬～11月中旬**  
**加入内容変更：6月下旬～11月中旬**  
 ※新入社員募集・キャンペーン対応は除きます。

本取り扱いは、キャンペーン前の一定期間とキャンペーン期間中に、システム管理上、キャンペーン申込書のデータ生成・印字内容との整合をとるため、中途加入・加入内容変更・解約について受付を停止させていただくものです。  
期間等の詳細についてはホームページをご確認ください。

### ●加入者票について

今回のご加入内容に基づいて、保障開始月の翌月を目途に加入者票を送付いたします。**加入者票は大切に保管してください。**

〈ご注意〉

- 現在ご加入の方につきましては、募集期間終了までにご加入者の方から特段のお申出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は現在ご加入中の内容にて、保険会社に保険契約を申し込みます。
- 加入者票は、電通共済生協ご登録の住所への郵送となります。住所に変更があった場合は、所属の組合または組織にお申出ください。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
住宅内生活用動産特約	国内での保険の対象となる方の居住に使用する住宅内（敷地を含みません。）に所在し、保険の対象となる方が所有する家財*1の損害を保障します。損害額（修理費）から免責金額（自己負担額：1事故について5,000円）を差し引いた額を、保険期間を通じて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。ただし、損害額は時価額*2を限度（乗車券、通貨等は合計5万円、貴金属、宝石、美術品等は1個あたり30万円を限度）とします。また、臨時費用、残存物取片づけ費用、失火見舞費用もお支払いします。あわせて、損害防止費用・請求権の保全、行使手続費用・盗難引取費用をお支払いできる場合があります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>ご契約者、保険の対象となる方またはその同居の親族等の故意または重大な過失によって生じた損害</li> <li>戦争、内乱、暴動等によって生じた損害*1</li> <li>地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害</li> <li>核燃料物質の有害な特性等によって生じた損害</li> <li>保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為による損害</li> <li>無免許運転、麻薬等を使用しての運転、酒気帯び運転をしている間に生じた事故による損害</li> <li>差し押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害</li> <li>保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害</li> <li>自然の消耗またはさび・かび等による損害</li> <li>すり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち等の単なる外観の損傷であって保険の対象の機能に支障をきたさない損害</li> <li>保険の対象に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害</li> <li>電氣的または機械的事故に起因する損害</li> <li>保険の対象の置き忘れまたは紛失（置き忘れまたは紛失後の盗難を含みません。）に起因する損害</li> <li>液晶ディスプレイ等の画像表示装置のみに生じた損害</li> </ul>
	<p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>*1 以下の場所に所在し、保険の対象となる方が所有する家財も含みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保険の対象となる方の単身赴任先</li> <li>・保険の対象となる方にお子様も含む場合は、お子様の就学に伴う下宿先</li> </ul> <p>*2 同じものを新たに購入するのに必要な金額から使用による消耗分を控除して算出した金額をいいます。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>以下のものは保障の対象となりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車・自転車、船舶等</li> <li>・サーフボード、ラジコン模型等</li> <li>・携帯電話、ノート型パソコン等</li> <li>・コンタクトレンズ、眼鏡等</li> <li>・手形その他の有価証券（小切手は含みません。）等</li> <li>・クレジットカードや稿本、設計書、帳簿等</li> <li>・設備・什（じゅう）器や商品・製品等</li> <li>・動物、植物等の生物</li> <li>・データやプログラム等の無体物</li> </ul> </div>	<p>*1 「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」が自動セットされているため、テロ行為による損害は除きます。なお、「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」は、その規定にかかわらず、テロの危険が高まった場合でも解除されません。</p>

●ご加入いただく場合の掛金・保険金額

掛金（月々）	保険金額
本人型 1,040円	保険期間中限度額 500万円（免責金額5,000円）
夫婦型 1,060円	
家族型 1,110円	
家族型（配偶者を除く）1,090円	

### ■費用に関する保障

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
ホールインワン・アルバトロス費用保障特約	日本国内の9ホール以上を有するゴルフ場においてパー35以上の9ホールを正規にラウンドし、1名以上の他の競技者を同伴したゴルフのプレー中に、 <b>下表のいずれかのホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合</b> に、達成のお祝いとして実際にかかった費用等*1を、1回のホールインワンまたはアルバトロスについて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。	<ul style="list-style-type: none"> <li>保険の対象となる方がゴルフ場の経営者である場合、その保険の対象となる方が経営するゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス</li> <li>保険の対象となる方がゴルフ場の使用人である場合、その保険の対象となる方が実際に使用されているゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス</li> <li>ゴルフの競技または指導を職業としている方が達成したホールインワンまたはアルバトロス</li> <li>パターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツ</li> </ul>
	<p>① 同伴競技者および同伴キャディ等*2の両方が目撃したホールインワンまたはアルバトロス（公式競技の場合は、同伴競技者または同伴キャディ等*2のいずれかが目撃したホールインワンまたはアルバトロス）</p> <p>② 記録媒体に記録されたビデオ映像等により客観的に達成を確認できるホールインワンまたはアルバトロス</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>*1 慣習として負担する贈呈用記念品購入費用、祝賀会費用、ゴルフ場に対する記念植樹費用、同伴キャディに対する祝儀等が対象となります。</p> <p>*2 同伴キャディ、ゴルフ場の使用人や関連業者、公式競技の競技委員、先行・後続のパーティのプレイヤー等をいいます。ただし、同伴キャディ以外の者で、保険の対象となる方または同伴競技者のゴルフプレーに同行する、ゴルフプレーを行わない者は含みません。</p>	<p>「ホールインワン・アルバトロス費用」は複数のご契約にご加入いただいても、その中で最も高い保険金額が複数のご契約を通算しての支払限度額となります（例：保険金額が30万円と50万円の2件のご契約にご加入されても、50万円が通算の支払限度額となります。）。</p> <p>既に「ホールインワン・アルバトロス費用」を保障する他の保険契約または共済契約にご加入いただいている場合には、保障内容を十分ご確認ください。</p>

このパンフレットは団体総合生活保険の概要をご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ずパンフレットP12～18「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、パンフレット兼重要事項説明書に記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

## 重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報のご説明） 医療・傷害（Myセーフティ）にお申し込みいただく皆様へ

### ご加入内容確認事項（意向確認事項）

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、お申し込みをいただく上で特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただいたためのものです。お手数ですが以下の事項についてご確認いただきますようお願い申し上げます。なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、取扱代理店ユアサポート（株）までお問い合わせください。

- 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご確認ください。
  - 保険金をお支払いする主な場合
  - 保険金額（ご契約金額）、免責金額（自己負担額）
  - 保険期間（保険のご契約期間）
  - 掛金・掛金払い込み方法
  - 保険の対象となる方
- 加入申込書の記載事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記載誤りがある場合は、加入申込書を訂正してください。また、下記事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。
  - すべての方がご確認ください。
    - 加入申込書の「職種級別」欄は正しく記載されていますか？  
（職種級別については、下記職種級別区分表をご覧ください）
    - 加入申込書の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか？
  - 夫婦型・家族型にご加入の方はご確認ください。
    - 被保険者（保険の対象となる方）の範囲についてご確認いただきましたか？保険の対象となる方の範囲については、11～16ページをご覧ください。
  - 医療保障にご加入の方はご確認ください。
    - 加入申込書の「生年月日」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか？
    - 保険の対象となる方によって「健康状態等告知」欄に正しく告知・署名いただいていますか？
- 重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）（22～28ページ）の内容についてご確認いただきましたか？特に「注意喚起情報のご説明」には、「保険金をお支払いしない主な場合等」などお客様にとって不利益となる情報や、「告知義務（ご加入時に代理店または保険会社に重要な事項を申し出いただく義務）・通知義務（ご加入後に加入内容に変更が生じた場合に代理店または保険会社に連絡していただく義務）」、「保障の重複に関するご注意」が記載されていますので必ずご確認ください。
 

\*現在のご加入を解約して新たにご加入いただく場合には、お客様に不利益が生じる可能性があります。例えば、賠償責任が保障されるご契約の場合で、他に同種のご契約をされているとき等、保障範囲が完全に重複することがあります。

### 組合員ご本人の職種級別（「職業・職務」）をご確認ください

以下の職種級別区分表をご参照のうえ、加入申込書への記載をお願いします。

#### 職種級別（「職業・職務」）区分

○職種級別（「職業・職務」）A⇒下表「級別Bに該当する職種」以外の職種

○職種級別（「職業・職務」）B⇒下表に該当する職種を職業としている場合

（なお、送電線架線工・敷設工・電気通信設備工などの「電気作業員」の方は級別Aとなります）

級別Bに該当する職種		主な例（いずれも趣味やボランティア活動で行うものは除きます）	
建設作業員	●大工 ●とび工 ●左官 ●配管工 ●測量作業員	農林業作業員	●農耕作業員 ●植木職・造園師 ●育林・伐木作業員 ●養蚕作業員
自動車運転者	●バス運転者 ●タクシー運転者 ●貨物自動車運転者 自動車を用いて配達作業に従事する方を含みます。 ただし、下記は除きます。 ・訪問先への移動手段として自動車運転を行う者 ・建設用機械の運転者（クレーンやパワーショベル等） ・二輪自動車の運転者	漁業作業員	●漁労作業員（船長・航海士等も含む） ●潜水漁師 ●水産殖作業員
		採鉱・採石作業員	●採掘作業員 ●じゃり・砂・粘土採取作業員 ●ダム・トンネル掘削作業員
		木・竹・草・つる製品製造作業員	●製材工 ●合板工 ●木工 ●木彫工 ●船大工

以下のお仕事（「職業・職務」）に変更となる場合には、保険会社からご案内するご加入内容に変更いただいたり、ご加入を解除させていただくことがあります。詳細は、ご加入の代理店または、保険会社までお問い合わせください。オートテスター（テストライダー）、オートバイ競争選手、自動車競争選手、モーターボート競争選手（水上オートバイを含む）、自転車競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含む）、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（レフリーを含む）、力士、その他これらと同程度またはそれ以上の身体・生命の危険度の高いお仕事（「職業・職務」）

#### 【マークのご説明】

**契約概要** …ご加入いただく保険の特に重要な情報です。

**注意喚起情報** …お客様にとって不利益となる事項等、特にご注意ください情報です。

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。

### お申し込み時にご確認いただきたいこと

- ご家族等を保険の対象となる方とする場合には、本内容を保険の対象となる方全員にご説明ください。
- ご不明な点や疑問点がありましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

#### 1. 保険期間および責任開始日時（保険の保障を開始するとき）

契約概要 注意喚起情報

ご加入の保険契約の保険期間および責任開始日時については、本パンフレット20ページに記載の「お申し込み方法」をご確認ください。保険の種類によっては、新規ご加入の場合、保険金お支払いの対象とならない期間がありますので、ご注意ください。

#### 2. 掛金の払込方法等

##### ●掛金の払込方法について

契約概要

払込方法・払回数については、パンフレット等をご確認ください。

##### ●掛金の一括払込みが必要な場合について

注意喚起情報

ご加入者が以下の事由に該当した場合、そのご加入者の残りの掛金を一括して払込みいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

①退職等により給与の支払いを受けられなくなった場合

②脱退や退職等により、電通共済生協組合員でなくなった場合

③ご加入者の加入部分\*1に相当する掛金が、集金日の属する月の翌月末までに集金されなかった場合 等

\*保険期間の開始後、掛金の払込み前に事故が発生していた場合、その後、ご契約者である団体を経て掛金を払込みいただく場合は保険金をお支払いします。ただし、掛金を払込みいただけない場合には、ご契約のうちそのご加入者の加入部分\*1について、保険金をお支払いできず、お支払いした保険金を回収させていただきますことや、そのご加入者の加入部分\*1を解除させていただくことがありますのでご注意ください。

\*医療保障が解除となった後、新たにご加入される場合には、新たなご加入について、保険の対象となる方の健康状態等によりお引受けをお断りさせていただくことや保障対象外となる病気・症状が新たに設定されることがあります。その他ご注意ください内容につきましては、後記 8 告知義務・通知義務等をご確認ください。

\*1そのご加入者によってご加入された、すべての保険の対象となる方およびすべての保障をいいます（例えば、加入内容変更による変更掛金を払込みいただけない場合、変更掛金を払込みいただけない方および保障だけでなく、従来よりご加入の掛金を払込みいただいていた方および保障も含まれます。）。

#### 3. 保険金額等の設定について

契約概要

この保険での保険金額はあらかじめ定められたタイプの中からお選びいただくこととなります。タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。医療保障においては、保険期間の途中でご加入者からの申し出による保険金額の増口等はできません。あらかじめご了承ください。

#### 4. 保険金受取人の指定について

注意喚起情報

##### ●傷害保障

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合\*1は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください（指定がない場合、死亡保険金は法定相続人にお支払いします。）。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、保険の対象となる方のご家族等に対し、この保険にご加入したことについてご説明くださいますようお願い申し上げます。

死亡保険金受取人の指定を希望される場合は、お手数ですが、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお申し出ください。

\*1 家族型保障等（本人型以外）の場合、ご本人以外の保険の対象となる方について、死亡保険金受取人を特定の方に指定することはできません。

#### 5. 他の保険契約等がある場合

契約概要 注意喚起情報

他の保険契約等とは、ご加入の保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。他の保険契約等がある場合、そのご加入の内容によっては、弊社にて保険のお引受けができない場合があります。他の保険契約等の有無、他の保険契約等がある場合の引受保険会社等については、ご加入の際に必ず加入申込書等に記載してください。なお、保険金ご請求時に、他の保険契約等の内容について確認させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

## 6. 掛金

契約概要

掛金はご加入いただくタイプ等によって決定されます。掛金については、パンフレット等をご確認ください。

## 7. 保障の内容

“保険金をお支払いする主な場合”、“保険金をお支払いしない主な場合”等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

## 8. 告知義務・通知義務等

契約概要 注意喚起情報

加入申込書等に★や☆のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項です。

**告知義務：**加入申込書等に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）です。ご加入時に正確に記載してください。これらの表示が事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご加入を解除することがあります。ご加入を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください（弊社の代理店には、告知受領権があります。）。なお、お引受けする保障によっては、★または☆が付された事項が告知事項にあたらぬ場合もあります。保障ごとの告知事項は、後記「●告知事項・通知事項一覧」をご参照ください。

**通知義務：**加入申込書等に☆が付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合には、遅滞なくパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがありますので、ご注意ください。なお、お引受けする保障によっては、☆が付された事項が通知事項にあたらぬ場合もあります。保障ごとの通知事項は、後記「●告知事項・通知事項一覧」をご参照ください。

※ご連絡いただいた内容によっては、掛金が変わったり、ご加入内容が変わること等があります。なお、掛金が変わる場合、通知事項に内容の変更が生じた時以降の期間に対して算出した掛金を請求または返還します。

## ●告知事項・通知事項一覧

告知事項・通知事項は、お引受けする保障ごとに異なります。下表をご確認ください（項目名は異なる場合があります。）。

 正しく告知・通知いただけない場合は、ご加入を解除することがあります。  
ご加入を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

項目名	基本保障・特約	傷害保障	医療保障
生年月日	—	—	★
性別	—	—	★
職業・職務*1	☆	—	—
健康状態等告知*2	—	—	★

※★が付された事項は告知事項、☆が付された事項は告知事項かつ通知事項となります。

※すべての保障について「他の保険契約等」についても告知事項（★）となります。

\*1新たに職業に就いた場合や就いていた職業をやめた場合を含みます。

\*2新たにご加入される場合、または更新にあたり保障内容をアップされる場合のみとなります。

## ●医療保障の「告知」（健康状態等告知書）について

健康状態等は正しくお知らせください。過去に病気やケガをされたことがある方等でも、ご加入内容を制限してお引受けできる場合があります。

## ①告知義務について &lt;ご加入時にお知らせいただくこと&gt;

保険制度は多数の人々が掛金（保険料）を出しあって相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い方や危険な職業に従事している方等が他の方と同じ条件でご加入されると、掛金（保険料）負担の公平性が保たれません。このため、ご加入にあたっては、必ず保険の対象となる方ご自身が、健康状態等について「健康状態等告知書」で弊社がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくご回答ください。

## ②過去に病気やケガをされたことがある方等への引受対応について

弊社では、ご加入者間の公平性を保つため、お客様のお身体の状態すなわち保険金のお支払いが発生するリスクに応じた引受対応を行うことがあります。過去に病気やケガをされたことがある場合等でも、その内容によってはお引受けすることがあります（お引受けできないことや、ご加入内容を制限してお引受けすることもあります。）。

## ③過去に病気やケガをされたこと等を告知された場合

お引受けについて、告知の内容から、以下のA～Cいずれかの決定とさせていただきます。

A お引受けさせていただきます（保障対象外となる病気・症状の設定はありません。）。

B 保障対象外となる病気・症状を設定のうえでお引受けさせていただきます（なお、更新時の保障内容アップの際に保障対象外となる病気・症状が設定された場合は、保障内容をアップされた部分だけでなく、従来よりご加入されている部分についてもその病気・症状は保障対象外となりますのでご注意ください。）。

C 今回のお引受けはお断りさせていただきます。

## ④告知が事実と相違する場合

告知していただく事柄は、告知書に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、その事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日\*1から1年以内であれば、弊社は「告知義務違反」としてご加入を解除することがあります\*2。

・責任開始日\*1から1年を経過していても、保険金の支払事由が1年以内に発生していた場合には、ご加入を解除することがあります。  
・ご加入を解除した場合には、たとえ保険金をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません\*3（ただし、「保険金の支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金をお支払いすることがあります。）。

\*1ご加入を更新されている場合は、告知されなかったり、事実と違うことを告知された保険契約の支払責任の開始日をいいます。

\*2更新時に保障内容をアップされた場合は、保障内容をアップされた部分を解除することがあります。

\*3更新時に保障内容をアップされた部分を解除した場合は、保障内容をアップされた部分については保険金をお支払いすることはできません。

## &lt;前記以外で、保険金をお支払いできない場合&gt;

なお、前記のご加入を解除させていただく場合以外にも、ご加入時の状況等により、保険金をお支払いできないことがあります。例えば、「現在の医療水準では治ゆが困難な病気・症状について故意に告知されなかった場合」等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消し等を理由として、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる1年経過後にも取消し等となる場合があります。

## &lt;新たな保険契約へお乗換えされる場合&gt;

現在のご加入を解約、減額等をするを前提に、新たな保険契約へのご加入をご検討される場合は、特に以下の点にご注意ください。

## a.現在のご加入を解約、減額等される場合の不利事項

・多くの場合、返れい金はありません。

## b.新たな保険契約にご加入される場合のご注意事項

・新たにご加入の保険契約について、保険の対象となる方の健康状態等により、お断りをする場合や保障対象外となる病気・症状を設定のうえでお引受けをさせていただく場合があります。

・新たにご加入の保険契約の掛金については、保険期間の初日の保険の対象となる方の年齢により計算されます。

・新たにご加入の保険契約の掛金の計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が、解約・減額される契約と異なることがあります。

・一般の契約と同様に告知義務があります。新たにご加入の保険契約の場合は「新たな保険契約の責任開始日」を起算日として、告知義務違反による解除の規定が適用されます。また、詐欺による取消し等の規定等についても、新たにご加入に際しての詐欺の行為等が適用の対象となります。よって、告知が必要な過去の病気やケガがある場合は、新たにお引受けができなかったり、その告知をされなかったために前記のとおり解除・取消し等となったり、保険金が支払われない場合があります。

・新たにご加入の保険契約の保険始期前に被った病気やケガに対しては、保険金が支払われない場合があります。

現在のご加入を継続していれば保険金のお支払い対象となる場合でも、乗換えて新たにご加入の保険契約ではお支払い対象にならないことがあります。

・新たにご加入の保険契約の保険始期日と責任開始日が異なる場合があります。

## ⑤告知内容の確認について

ご加入後、保険金のご請求等の際、告知内容についてご確認させていただく場合があります。

## ●その他ご加入後の変更等のご連絡について

## ○すべての保障共通

取扱代理店ユアサポート（株）までご連絡ください。ご連絡いただかないと、重要なお知らせやご案内ができないことや、保険金のお支払いに支障をきたすことがあります。

## ○借家人賠償責任

保険の対象となる方の住所を変更する場合には、あらかじめパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

## 9. 個人情報の取扱い

注意喚起情報

1. 保険契約者である電気通信産業労働者共済生活協同組合は東京海上日動火災保険株式会社に加入申込書等に関する個人情報を提供いたします。電気通信産業労働者共済生活協同組合、東京海上日動火災保険株式会社および東京海上グループ（※）各社、さらには保険サービス株式会社は、本契約に関する個人情報（過去に取得したものを含みます。）を、保険・共済募集・引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の共済保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、東京海上日動火災保険株式会社および東京海上グループ各社の取得した保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して個人情報を提供すること。

②契約締結、契約内容変更、保険金・給付金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、個人情報を電気通信産業労働者共済生活協同組合、他の損害保険会社、東京海上グループ内の他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること。

③引受保険株式会社と引受保険会社のグループ各社との間または引受保険会社と同一の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、個人情報を共同して利用すること。

- ④再保険引受会社等における再保険契約の締結、更新・維持・管理、再保険金支払等に利用するために、個人情報を再保険引受会社等に提供すること。
- ⑤質権、抵当権、譲渡担保権、所有権留保等の担保権者における担保権の設定・変更・移転等に係る事務手続き、担保権の維持・管理・行使のために、個人情報をその担保権者に提供すること。
- ⑥契約の安定的な運用のために、加入者の保険金請求状況等を引受保険会社、契約者・団体に提供すること。

引受保険会社のグループ各社の範囲および提携先企業等の一覧、引受保険会社のグループ内における個人情報利用の管理責任者、各種商品やサービスの一覧、引受保険会社（および引受保険会社のグループ各社）における個人情報の取扱いについては、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ（<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>）および各引受保険会社のホームページをご覧ください。

※「東京海上グループ」とは、「東京海上ホールディングス株式会社」傘下の東京海上日動火災保険株式会社、日新火災海上保険株式会社、東京海上日動あんしん生命保険株式会社等や、前記各社の子会社等を含みます。

2. 損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。また、損害保険会社等の間では、保険金支払いが迅速・確実に行われるよう、同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況等について確認を行っています。これらの確認内容は、上記目的以外には用いられません。ご不明な点は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

## 10. 保障の重複に関するご注意

保険の対象となる方またはそのご家族が既に他の保険で同種の保険商品をご契約されている場合には、保障範囲が重複することがあります。二重に合わせ保障内容の見直しをご検討ください。なお、保障範囲の重複を避けるためにご契約内容を見直す場合、将来、保障を残したご契約を解約される時等、その保障がなくなってしまうことがありますのでご注意ください。

## 11. 満期を迎えるとき

### ●保険期間終了後、保障の更新を制限させていただく場合について

- 保険金請求状況や年齢等によっては、次回以降の保障の更新をお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがあります。
- 保障内容等を改定した場合、更新後の保障内容等は変更されることがあります。

弊社が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の保障については更新日における内容が適用されます。この結果、更新前の内容とは異なる内容で更新されることや保障の更新のお取扱いを行えないことがあります。

### ●更新後契約の掛金について

掛金は、保障ごとに、更新日現在の年齢および保険料率等によって計算します。したがって、その保障の更新後の掛金は、更新前の掛金と異なることがあります。

### ●保障対象外となる病気・症状を設定してお引受けしている場合について

医療保障において、更新前契約に保障対象外となる病気・症状が設定されている場合であっても、更新にあたり新たに「健康状態等告知書」のすべての質問事項について告知いただくことで、保障対象外となる病気・症状を設定しない加入内容に変更できる場合があります。ただし、新たにいただいた告知の内容により、お引受けをお断りさせていただくことや保障対象外となる病気・症状が新たに設定されることがありますので、ご注意ください。

### ●更新後契約の保障内容を拡充する場合について

医療保障において、更新時に保険の対象となる方の追加や保険金額の高いタイプへの変更、口数の増加等、保障内容を拡充する場合には、再度告知が必要となります。正しく告知をいただけない場合には、ご加入を解除することがあります。ご加入を解除する場合、保険金をお支払いできないことがあります。

### ●保険金請求忘れのご確認について

更新してご加入いただく場合は、更新前の保険契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先まですぐにご連絡ください。なお、パンフレット等記載の内容は本年度の契約更新後の保障内容です。更新前の保障内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

### ●更新加入申込書等記載の内容について

更新加入申込書等に記載している加入者情報（ご加入者〔電通共済生協の組合員〕の氏名〔ふりがな〕、個人コード、所属等）について確認いただき、変更があれば所属の組合または組織にお申し出ください。また、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、変更がある場合は、ご記入・ご署名のうえ、ご提出ください。

### ●ご加入内容を変更されている場合について

ご加入内容変更をされている場合、お手元の更新加入申込書等には反映されていない可能性があります。なお、自動更新される場合は、ご契約はこの更新加入申込書等記載の内容にかかわらず、満期日時点のご加入内容にて更新されます。

## 12. 満期返れい金・契約者配当金について

- 満期返れい金・契約者配当金はありません

## 13. ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

- ご加入時にご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人に詐欺または強迫の行為があった場合は、弊社にご加入を取り消すことができます。
- 以下に該当する事由がある場合は、ご加入は無効になります。
  - ・ご加入時にご契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもってした場合
  - ・傷害保障で死亡保険金受取人を指定する場合において、その保険の対象となる方の同意を得なかったとき（その保険の対象となる方の法定相続人を死亡保険金受取人にする場合は除きます。）
- 以下に該当する事由がある場合には、弊社にご加入を解除することができます。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
  - ・ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が弊社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として保険金の支払事由を生じさせた場合
  - ・ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
  - ・この保険契約に基づく保険金の請求に関し保険の対象となる方または保険金の受取人に詐欺の行為があった場合 等

## 14. その他ご加入時にご注意いただきたいこと

- ①加入者票はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向通りのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者票が到着するまでの間、パンフレット等および加入申込書控等、ご加入内容がわかるものを保管いただけますようお願いいたします。ご不明な点があれば、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。なお、パンフレット等にはご加入上の大切なことがらに記載されていますので、ご一読のうえ、加入者票とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。
- ②弊社代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、弊社代理店と有効に成立したご契約については弊社と直接締結されたものとなります。
- ③ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社については、後記引受保険会社についてをご確認ください。
- ④この保険は、団体をご契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。ご契約者となる団体やご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

⑤現在のご加入を満期日を待たずに解約され、新たにご加入されると、以下のように一部不利となる可能性がありますのでご注意ください。

- ・返還掛金は多くの場合、ありません。
- ・新たにご加入の保険契約は、現在の保険契約に比べて保障内容や掛金に変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。
- ・新たにご加入の保険契約について、保険の対象となる方の健康状態等によりお断りする場合があります。

注意喚起情報

### 東京海上日動火災保険株式会社

保険の内容に関するご意見・ご相談等は  
パンフレット等記載のお問い合わせ先にて承ります。

注意喚起情報

### 一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター（指定紛争解決機関）

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

弊社との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。

詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。（<http://www.sonpo.or.jp/>）



0570-022808 <通話料有料> PHS・IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

受付時間：平日 午前9時15分～午後5時（土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。）

## ご加入後にご注意いただきたいこと

## 1. 解約される時

注意喚起情報

## ●からだに関する保障における保険の対象となる方からのお申出による解約について

傷害保障・医療保障においては、保険の対象となる方からのお申出によりその保険の対象となる方に係る保障を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。また、本内容については、保険の対象となるご家族等の皆様にご説明くださいますようお願い申し上げます。

## 2. 事故が起こったとき

①事故が発生した場合には、直ちに（医療保障については30日以内に）取扱代理店ユアサポート（株）ホームページ（<http://your-support.co.jp>）にアクセスいただき、事故状況のご報告をお願いいたします。

②賠償責任に関する保障において、賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず弊社とご相談いただきながらおすすめてください。

③保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。なお、からだに関する保障においては弊社の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求めることがあります。

- ・印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人または保険の対象であることを確認するための書類
- ・弊社の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等
- ・弊社の定める就業不能状況記入書
- ・弊社の定める就業障害状況報告書
- ・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、弊社が支払うべき保険金の額を算出するための書類
- ・高額療養費制度による給付額が確認できる書類
- ・附加給付の支給額が確認できる書類
- ・弊社が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書

④保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人がない場合は、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者または3親等内のご親族のうち弊社所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。詳細は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。本内容については、ご対象の皆様にご説明くださいますようお願い申し上げます。

⑤保険金請求権には時効（3年）がありますのでご注意ください。

⑥損害が生じたことにより保険の対象となる方が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合、弊社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権の全部または一部は弊社に移転します。

⑦賠償責任に関する保障において、保険の対象となる方が賠償責任保険金等をご請求できるのは、費用保険金を除き、以下の場合に限られます。

1. 保険の対象となる方が相手方に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
2. 相手方が保険の対象となる方への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
3. 保険の対象となる方の指図に基づき、弊社から相手方に対して直接、保険金を支払う場合

## 3. ご加入後の変更

ご加入後、ご加入内容変更や解約を行う際には変更日・解約日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までには保障を継続することが可能なケースがありますので、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

加入内容変更をいただいてから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念の為、パンフレット等記載のお問い合わせ先に、その旨をお伝えいただけますようお願いいたします。

ご加入内容の変更については、毎月25日までにお手続きいただいた内容について翌月1日から変更いたします。

## 4. 保険会社破綻時の取扱い等

注意喚起情報

- 引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- 引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の保障対象となり、保険金、返れい金等は、保障内容ごとに下記のとおりとなります。

保障内容	保険期間	経営破綻した場合等のお取扱い
傷害保障、賠償責任に関する保障、財産に関する保障、費用に関する保障	1年以内	原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで保障されます。
医療保障		原則として90%まで保障されます。ただし、破綻後に予定利率等の変更が行われた場合には、90%を下回ることがあります。

本説明書はご加入いただく保険に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、「団体総合生活保険 普通保険約款および特約」に記載しています。必要に応じて、弊社ホームページでご参照ください（ご契約により内容が異なっていたり、ホームページに保険約款を掲載していない商品もあります）。ご不明点等がある場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

このパンフレットは団体総合生活保険の概要をご紹介します。ご加入にあたっては、必ずP.12～18の「重要事項説明書」をよくお読みください。また、パンフレットには、ご契約上の大切なことが記載されていますので、加入者票とともに保険期間の終了時まで保管してください。ご不明点等がある場合には、代理店までお問い合わせください。

この保険契約は、電気通信産業労働者共済生活協同組合をご契約者とし、電気通信産業労働者共済生活協同組合の組合員等を被保険者（保険の対象となる方）とする団体総合生活保険の団体契約です。したがって、保険証券を請求する権利および保険契約を解約する権利等は原則として電気通信産業労働者共済生活協同組合が有します。

## 5. 引受保険会社について

この保険契約は、以下の保険会社による共同保険契約であり、東京海上日動火災保険株式会社が他の引受保険会社の代理・代行を行ないます。各引受保険会社は、募集期間終了後に決定される引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。なお、引受割合につきましては、団体窓口にご確認ください。

- 東京海上日動火災保険株式会社（幹事）、三井住友海上火災保険株式会社、損害保険ジャパン日本興亜株式会社、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社、日新火災海上保険株式会社

## ユアサポート株式会社より「まもるくん」ご加入の皆様へ

## ご案内 「まもるくん」幹事取扱代理店の変更について

NTTグループ団体傷害保険「まもるくん」ご加入の皆様には、既に案内文書等でご高承のとおり、本年2015年12月1日より、NTTグループ団体傷害保険「まもるくん」の幹事取扱代理店を電通共済協グループユアサポート株式会社が受け継ぐこととなりました。これまでの幹事取扱代理店きらら保険サービス株式会社と同様、皆様にご満足いただけるサービスの提供に努めてまいりますので、何卒ご理解・ご承のうえ、よろしくお願い申し上げます。

## ●お問い合わせ先・事故時ご連絡先の変更について

幹事取扱代理店の変更に伴い、2015年12月1日からお問い合わせ先、事故時のご連絡先が以下の通り変更になります。2015年12月1日以降のお問い合わせおよび事故報告につきましては電通共済協グループユアサポート株式会社までご連絡願います。

## 2015年11月30日まで

【お問い合わせ先】  
きらら保険サービス(株)  
電話：0120-590-251

【事故時のご連絡先】  
お電話もしくはWebからご連絡ください。  
お電話:お客様コンタクトセンター(0120-590-251)  
Web:きらら保険サービスHPにアクセスいただき、事故状況のご報告をお願いいたします。  
⇒<http://www.ki-ra-ra.jp/>

きらら保険

## 2015年12月1日以降

【お問い合わせ先】  
電通共済協グループ ユアサポート(株)  
電話：0120-141-175

【事故時のご連絡先】  
ユアサポートHPにアクセスいただき、事故状況のご報告をお願いいたします。  
⇒<http://www.your-support.co.jp/>

ユアサポート株式会社